

第二回國會 財政及び金融委員會會議錄第五十号

昭和二十三年六月二十九日(火曜日)

午後七時十五分開議

出席委員

- 委員長 早稻田柳石工門君
- 委員 三六君 理事塚田十一郎君
- 理事 澤田 晋作君 理事中崎 敏君
- 理事 澤田 時雄君 理事吉川 久衛君
- 澤田 梅林君
- 澤田 三朗君 石原 登君
- 江崎 眞澄君 大上 司君
- 島村 一郎君 宮崎 晴君
- 赤松 勇君 川合 彰武君
- 松尾 トシ君 河井 榮藏君
- 佐藤 觀次郎君 田中 鐵之進君
- 林 大作君 八百板 正君
- 志賀 健次郎君 小松 勇次君
- 中曾 根康弘君 園田 直君
- 細川 八十八君 井出 太郎君
- 内藤 友明君 高瀬 傳君
- 本藤 恒松君 堀江 實藏君
- 河口 陽一君 木田 英作君

出席政府委員

- 大藏事務次官 荒木萬壽夫君
- 大藏事務官 平田敏一郎君
- 大藏事務官 伊原 隆君

委員外の出席者

- 專門調査員 氏家 武君

六月二十九日委員野本吉君、川崎秀二君、栗田英男君、藤田榮君及び長野長廣君辭任につき、その補欠として内藤友明君、志賀健次郎君、小松勇次君、高瀬傳君及び園田直君が議長の指名で委員に選任された。

六月二十八日

傳生生命保険事業における競争危険

第一類第十六号

財政及び金融委員會會議錄 第五十号 昭和二十三年六月二十九日

に因る死亡に基く保険金の支拂による損失の補てんに関する法律案(内閣提出)(第九五号)

物資の割当に関する手数料等の徴收に関する法律案(内閣提出)(第一九六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案(内閣提出)(第八六号)

公認會計士法案(内閣提出)(第一五四号)

○早稻田委員長 會議を開きます。

○赤松(勇)委員 実はこの軍事公債利拂の問題につきまして、與党側といひましては連日にわたつて、きわめて誠実な態度で、隠忍自重してまいつたのであります。いわゆる耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍んでやつてまいりました。先日私は、質疑を打切つてただちに討論にはいるという動議を提出いたしました。これは委員長が動議提出者に一言も語ることなく、理事會において決定されましたので、私は恥を忍んで自分の動議を一應撤回いたしました。質疑打切りの新しい動議を出しまして、討論を持ち越したのであります。これと申しますのも軍事公債利拂の問題に對しましては、各党それぞれ立場もあることをわれわれ十分承知しておりますので、社会党といひましては、われわれの主張を、がむしやりに強行するのではなく、できるだけ反対の意見も十分尊重いたした

まして、聴くべきものは十分に聴き、そして主張すべき点は堂々と主張する。いわゆるデモクラシーの原則に立脚いたしまして、あくまでも討論と多数決をもつて行おう。それがために実は相当の時間の余裕を與えてきたわけでありまして、そうして先に散会いたしました際には、その條件をいたしまして、タバコの問題と經濟警察廳の法案の採決が終りました直後に、ただちに委員會を再開して討論に移り、討論終結と同時に採決にはいる、こういうことに相なつておつたのであります。私どもがここに待つこと一時間、しかもその間財政金融委員會の委員長は、礼を盡して民主自由党を訪れまして、そうして先ほどの約束の履行を請求されたのであります。それにもかかわらず未だ民主自由党の出席がない。しかも民主自由党の委員諸君は、ちらりちらりとこの委員會に顔を出して脱兎のごとく逃げ去つていくのであります。私は、いやしくも天下の政、天下の公党といつたしましてこのような態度に對しましては憤懣を禁じ得ないのであります。すでに会期も明日一日に迫りまして、とにかく予算案に關連する一切の法律案をば、速やかに審議しなければならぬという緊迫した情勢のもとにおきまして、われわれはべんべんとこれを待つということではできません。従つて今委員長から、もう五分だけ待つてらいたという要求がありました。本來ならばこれを断固として一蹴すべきでありますけれども、私

○早稻田委員長 再開します。

先ほど赤松委員より軍事公債の利子支拂の特例に關する法律案を議題として、ただちに討論採決せよという動議が出ておりますが、動議のごとく取計らつて御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 御異議はないようでありますので、さう御計らいます。

軍事公債の利子支拂の特例に關する法律案を議題として、これより討論に入ります。

○石原(登)委員

私は民主自由党を代表いたしました。ただいま議題となつております軍事公債の利子支拂停止法案に對しまして、反対の意見を申し上げたいと思ひます。

私どもが反対をいたします最も大きな理由は、この法律案に國民のほとんど多くの者が反対をいたしておるというところを確信をいたしておるからであります。もつとこれを端的に申しま

がこうして意見を吐いておりますうちに、すでに五分を経過し、民主自由党の塚田委員もお見えになりましたので、この際一切の行燈りを捨てて、ただちに討論にはいつて、堂々討論を展開し、その後ただちに採決にはいられんことを動議を私は提出いたします。

○早稻田委員長 ただいま赤松さんから動議が出ましたが、この場合暫時休憩したいと思ひます。

午後七時三十分休憩

午後七時三十分再開

○早稻田委員長 再開します。

先ほど赤松委員より軍事公債の利子支拂の特例に關する法律案を議題として、ただちに討論採決せよという動議が出ておりますが、動議のごとく取計らつて御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 御異議はないようでありますので、さう御計らいます。

軍事公債の利子支拂の特例に關する法律案を議題として、これより討論に入ります。

○石原(登)委員

私は民主自由党を代表いたしました。ただいま議題となつております軍事公債の利子支拂停止法案に對しまして、反対の意見を申し上げたいと思ひます。

私どもが反対をいたします最も大きな理由は、この法律案に國民のほとんど多くの者が反対をいたしておるというところを確信をいたしておるからであります。もつとこれを端的に申しま

すならば、もし本日の委員會においてこの法案が可決されますとするならば、これはきわめて悲しむべき事態だと確信をいたしておるのであります。それはこの法案が、最初世の中にこいう意向が出てまいりましたのは、終戦直後社会党が当時第一回の総選挙におきまして、敗戦後の日本において、すなわち戦後の負担を均等せしめようという一つの公式論的な見方、きわめて朴樸な考えから、しかも眞剣にこれが具体的な措置の考慮もなくして、天下に約束されるような結果に相なつたのであります。その後社会党は第二回の総選挙において、さらに大会の決議において、これを強く主張してまいつております。しかしながらその後の社会党のこの法案に對するところの動きを見ますと、当初の主張からして非常に變つてきておること、は天下周知の事実であります。すなわち当初は軍事公債は元本とも合せて根本的に打切るのである、これが社会党の主張であつたことは皆さんよく御承知の通りであります。しかしながらその後時勢が動きました、少くとも虚脱の情勢にありました國民の氣持が、おちついてまいりますと、かような法案がきわめて矛盾撞着であり、しかも日本の再建に對しまして、非常なる阻碍を來すものである、こいうことが明らかになつてまいつたのであります。その結果今日この法案が出てまいりました姿を見ましても、当初社会党の諸君が主張いたされたのと比べて

○早稻田委員長

先ほど赤松委員より軍事公債の利子支拂の特例に關する法律案を議題として、ただちに討論採決せよという動議が出ておりますが、動議のごとく取計らつて御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 御異議はないようでありますので、さう御計らいます。

軍事公債の利子支拂の特例に關する法律案を議題として、これより討論に入ります。

○石原(登)委員

私は民主自由党を代表いたしました。ただいま議題となつております軍事公債の利子支拂停止法案に對しまして、反対の意見を申し上げたいと思ひます。

私どもが反対をいたします最も大きな理由は、この法律案に國民のほとんど多くの者が反対をいたしておるというところを確信をいたしておるからであります。もつとこれを端的に申しま

まして、著しく変貌いたしておることも事実でございます。かように考へてまいりますとき、私どもはこの法案がおそらく國民に歓迎されてはいないといふことを確信いたしております。

さらにまたこの問題は興党の中核であります民主主義と社会党の問題でもあり、大蔵大臣は本法案を提案する説明におきましても、この法案がきわめて内外に及ぼす影響が重大である。であるからこの影響を最小限度に止めたい、かように言明をいたしておる。すなわち及ぼす影響を最小限度に止めるという事は、その影響自体が悪いから、最小限度に止めようというのであります。こういふような言葉は、たとえその後大蔵大臣がいかにやうに弁明をいたされようとも、この法案を提案いたすときにおいて、すでにやむを得ず、おそく過ぎながら私はこの提案をするやうな結果になつたと思つておるのであります。すなわちこの法案は芦田内閣ができません際において、三党政策協定の中でも、最も重大、最も協調不可能と見られた問題でありまして、当時の事情を振りかえつてみますと、今日この法案が世上において

特に論議の対象となり、注目の的となるやうな要素が多かつた。当時はこの問題は非常に漠然とした中に、もつとこれを端的に言いますならば、何かごまかしみたいな政策協定に終始しておつたことは諸君よく御承知の通りであります。私はいかようなことが考へてみますと、この國民の好まない法案が、何か政治家の感情に觸れられて、当然一緒にになり得ませんために、民主主義と社会党が一つの混血状態になつたた

めに、かような法案が出てきたと確信をいたすのであります。さらに何か見なことは、芦田内閣は芦田内閣の根本政策といたしまして、外資導入を主張しておるのであります。しかしながらかような法案がもし通過いたすとしますならば、これによつて世界に及ぼしますところの影響はきわめて甚大である。こういふやうな情勢と國內経済体制において、外資の導入をするというのには、私ははなはだ不まじめ千萬な話である。かように考へておるのであります。政府がいくら言明いたしまして、みなこの法案に對しましては反対であります。金融界も、経済界も、きわめて遺憾の意を表しておるのであります。近時國會において、あるいは各方面において、ただ数の多数をもつてこれが民主的である、民主主義であるといふやうなこの観念が横行しておることは残念である。おそく私はこの法案が衆議院をかりに通過をいたしましたも、参議院において当然否決の運命にあるといふことを私は確信をいたしておるのであります。どうか諸君におかれまして、こういふやうなことになりませんように、日本の再建のために、是非でもこの法案が否決されますやうに、諸君の深甚なる御考慮を願います次第であります。以上民主自由党を代表いたしまして本法案に反対をいたす次第であります。

○中嶋委員 私には日本社会党を代表いたしまして、本法案に賛成せんとするものであります。軍事公債は軍需補償とともに戦争によるところの擬制資本の最たるものであります。わが社会党といたしましては、この二つの擬制資本を終戦後速やかに解決することによつて、日本経済の再建の上でできいさつぱりとした新しいスタートができるという考へ方から、つとにこれを主張してまいつたわけでありました。当時自由党といたしましては、これらの擬制資本の打切りというものが、財界に大きな影響をもたらしつたことからは、極力反対をしておつたわけでございますけれども、その後國際情勢の変化によりまして、遂に自由党内閣において、その年末の主張をここに覆して、この軍需補償を打切りしたわけでありました。われわれの考へといたしましては、軍需補償を打切りす以上は、当然この軍事公債をも打切るべきであると主張してまいつたわけでありましたが、当時その政権の担当の地位になつたといふやうな關係から、わが党の主張が取入れられなかつた。これが今日大きながんをなしておるわけでありました。このときにおきまして、戦時公債を打切りしておつたならば、当然に大きな問題を残さないで、解決を見つたかと信じておるわけでありました。しかしその後經濟界の情勢の変化によりまして、今た

だにこの軍事公債を打切りするといふことが、適當であるかどうかといふことについては、いささか考慮の余地もありませんので、わが社会党といたしましては、とりあえずこの軍事公債の利息の支拂を一箇年間停止すべきことを提唱してまいつたわけでありました。今回の芦田内閣におきまして、このわが社会党の主張を容れられて、ここにこの軍事公債の利拂の一箇年間延期が考へられるに至つたわけでありました。そも、三党政策協定の中におきましても、わが社会党は軍事公債の利息を

一箇年間打切りするという案であつたわけでありました。ところで民主主義の考へ方といたしましては、必ずしもこの考へ方と同じやうなわけでありませんので、ここに内閣ができて以後、両党の完全なる意見の妥結によりまして、軍事公債の利息の支拂を一箇年間延期することになつたわけでありました。これは反対する論者は、あるいはこの処置によりまして、國際信用を害するといふことを言つており、また、この考へ方によつて、政府の側においても、まずその國際信用が害せられたかどうかといふことを証明するところの材料として、日本の外貨公債がロンドン市場において、何らこの打切り声明によつて價額の下落を來さなかつたといふ事実、さらにまたその後におきまして、日本が外資導入の上において得るところの便益が、この打切りによつて阻害されるのではないかといふ懸念も一掃されまして、現在アメリカにおいても予定の方針通り、日本に對するクレジットを供與するといふ事態もここに現われているわけでありました。さらに政府といたしましては、外國に對するところの國債についても、何らこの打切りによつて影響を及ぼすものでないといふ声明を發する等のことによりまして、何ら國際的信用の上に影響をもちたしてはいないといふ現実が明らかになつていまして、約十五億円の利息の支拂が延期されることになつたわけでありましたが、現在論者の言ふところによりまして、現在の予算に比較して、わずかに十五億程度のもは問題にならぬではないかといふことを言つておられますけれども、現

在の日本の財政經濟の事情から考へてみますと、この十五億といふものでも決してこれをおろそかに考へべきものではないと考へて、これによつて得ましたところの十五億の財源というものは、あるいは戰災復興のために、さらにまた六・三教育制のために、あるいはまた戰災によつて住宅を失つた人々のために、ここにこの財源を支出するといふことが実現されてまいつたやうなわけでありました。この十五億といふものも以上のような面において、現下の財政の上において、非常に大きな寄與をしていふといふ現実を忘れてはならぬといふことを考へるのであります。われわれはさらにこの一箇年間この十五億の利息を延期することにしまして、金融資本家に對してはそれだけの金が使えないといふところの、いわゆる金融的不便を感じる点があるわけでありましたが、政府はこの点に對しては、必要な面に對しては一つのビジネスとして、これに該当するところの資金を融通することについて考慮を拂うといふことを考へておられるわけでありました。さらにまたわれわれが考へますのは、打切りを反対する論者は、金融資本家を不必要は擁護するといふやうな考へがあるのではないかと考へ考へられるわけでありまして、何ら經濟的に、政府の言から言つても圧迫を受けない、悪影響を及ぼさないといふ現実があるならば、その十五億を今年に必要な方面に使うといふところに、偉大なる財政的貢獻をなすといふことを考へてみるならば、本法案に反對する何らの理由がないのではないかと考へるわけでありました。むしろ金融資本家の主張するところは、これによ

つて、日本経済の再建の上でできいさつぱりとした新しいスタートができるという考へ方から、つとにこれを主張してまいつたわけでありました。当時自由党といたしましては、これらの擬制資本の打切りというものが、財界に大きな影響をもたらしつたことからは、極力反対をしておつたわけでございますけれども、その後國際情勢の変化によりまして、遂に自由党内閣において、その年末の主張をここに覆して、この軍需補償を打切りしたわけでありました。われわれの考へといたしましては、軍需補償を打切りす以上は、当然この軍事公債をも打切るべきであると主張してまいつたわけでありましたが、当時その政権の担当の地位になつたといふやうな關係から、わが党の主張が取入れられなかつた。これが今日大きながんをなしておるわけでありました。このときにおきまして、戦時公債を打切りしておつたならば、当然に大きな問題を残さないで、解決を見つたかと信じておるわけでありました。しかしその後經濟界の情勢の変化によりまして、今ただにこの軍事公債を打切りするといふことが、適當であるかどうかといふことについては、いささか考慮の余地もありませんので、わが社会党といたしましては、とりあえずこの軍事公債の利息の支拂を一箇年間停止すべきことを提唱してまいつたわけでありました。今回の芦田内閣におきまして、このわが社会党の主張を容れられて、ここにこの軍事公債の利拂の一箇年間延期が考へられるに至つたわけでありました。そも、三党政策協定の中におきましても、わが社会党は軍事公債の利息を

つてさらに戦時公債を打切りされるの
ではないか、さらにまた次の年度にお
いては軍事公債の利拂が打切りされる
のではないかとしような、將來に対
する不安があるにすぎないのでありま
して、現実の問題として、すなわち今
回の措置においては何ら金融資本家
に対するところの悪影響がない。さら
にまた財界に対する悪影響もないと固く
信じているわけでありませぬ。

以上のような見地から、私は今回の
措置がきわめて適切なものであるとい
うことを申し上げまして、社会党を代
表して本案に賛成の意見を表明するも
のであります。

○堀江委員 きわめて簡単にこの法案
に絶対反対する理由を申し述べたいと
思います。

今賛成意見と反対意見を拜聴したわ
けであります、どちらも私としては
當つていない。この法案そのものはす
こぶる畸形である。社会党は擬制資
本であるがゆえに打切るといふこと
を、こうした三党政策協定によつてご
まかして、そういう案に落着いたとい
ふことについては、大きな抗議を申し
込まざるを得ないのであります。この
結果、この十五億円の公債償還期を延
期するといふことは、支拂を保証する
といふことであつて、十五億円の赤字
公債を發行したと同じ結果を招来する
のであります。また三千九百九十三億
の歴大な予算に対して、わずか十五億
円くらいのこと、こんな大きな政治
問題化する必要があるか。打切るなら
ばはつきり打切るがよろしい。残すな
ら残してもよろしい。それは今の政治
の力関係である、しかしながら残した
場合、これを延期しない場合と、今回

の措置とどつちがいいかということ
を考えた場合に、今回の措置の方がな
お一層悪いと私ははつきり信ずる。十五
億のインフレを阻止するために、健全
財政を主張しているところの当局が、
あるいは社会党が、赤字公債に匹敵す
るようなこうした案に賛成するといふ
ことについては、非常にその本心を疑
わざるを得ないのであります。もつと
勇敢であつたならば、擬制資本であつ
たならば、いさぎよく打切つたがい
い。打切りもせず、へびの生殺しとい
うか、非常に畸形的なこうしたごま
化しの措置に対しては、断固反対する
ものであります。

○早稲田委員 梅林君。

○梅林委員 私はただいま政府から提
案されておりますところの軍事公債
の利子支拂の特例に関する法律案に対
しまして、民主党を代表して賛成の意
を表明するものであります。軍事公債の
特殊性及び國家財政の現況に鑑みまし
て、同時に過般田内閣が成立の際、
日本社会党、國民協同党並びにわが民
主党の間におきまして協定いたされま
した、いわゆる三党政策協定の政治的
道義に従つて、本年七月一日から向う
一箇年間に限つて、支拂期日の到来す
る利子に限り、これを元本償還期まで
支拂を延期するといふことを前提とし
て、私は賛成の意を表明するのでありま
す。

実情よりいたしましたして、本案に対する
このたびの処置につきましては、必ず
しも時宜に過ぎたものではないとい
う議論も多々あるものであります。しか
しながら前述申し上げたごとく、三
党政策協定の信義と、わが國財政の現
況に照らし、当面急を要するところの
均衡財政の確立に資するとも、本
案成立によつて生じたる財政的余裕
は、政府より提案理由の説明のご
ましたごとく、政府におかれまして
は、これを災害対策、あるいは教育費
その他救済資金等重要面に充てられま
して、本國の國民経済及び國際信用
に及ぼす影響を最小限度に止められる
ため、今回の処置の対象としたしまし
ては、嚴に軍事公債に限ることとはも
ろんこと、向う一箇年に限り、この
特例を特別の処置といたしまして、銀
行その他金融機關はもとより、農業諸
團體等に対しても、万全の方途を
講ぜられ、政府の企画せられるところ
のいわゆる健全財政の建前といたしま
しても、あるいは外資導入、あるいは
國際信用維持に対しても、万全の
方途を講ぜられんことを、政府に特に
希望いたしましたして、賛成の意を表明す
るものであります。(拍手)

○早稲田委員 本藤君。

○本藤委員 ただいま提案になつてお
る軍事公債の利子支拂の特例に關する
法律案に対しまして、社会革新党を代
表いたしまして、反対の意を表明する
次第であります。

はいかぬと思つてあります。もしこ
れを打切らなければならぬという意見
が國民のうちにあつたならば、終戦後
ただちに元本を打切つて明瞭にいたす
べきであるが、その当時から今日まで
これを打切らず何もしないで、今にな
つてわずか一年間ということでもつて
やる。一年後いかになるか意見はいろ
いろありますが、國民とすればこの一
年間といふことは非常に迷わされるの
でありますから、今日の日本の再建に
おいて、もつと信念のある、明瞭な、
不安のない一つの行き方としては、一
年後はどうなるかということも明瞭に
して、これを延期するならばよい。しか
しなごらただ不安の中に政治的にこれ
を解決したようなことをされること
は、われわれは反対いたしたのでありま
す。

○早稲田委員 河口君。

○河口委員 私は日本農民党を代表し
たしまして、本案に反対をいたす
ものであります。(拍手)

○早稲田委員 早稲田委員はあり
ませぬか。御発言はないようであ
りますから採決いたします。

○早稲田委員 早稲田委員はあり
ませぬか。御発言はないようであ
りますから採決いたします。

○早稲田委員 早稲田委員はあり
ませぬか。御発言はないようであ
りますから採決いたします。

○賛成者起立

○早稲田委員 賛成者多数。(拍手)

○早稲田委員 続いて公認會計士法
案を議題といたします。本案に対し賛
言の通告がありますので、これを許し

○早稲田委員 続いて公認會計士法
案を議題といたします。本案に対し賛
言の通告がありますので、これを許し

○早稲田委員 続いて公認會計士法
案を議題といたします。本案に対し賛
言の通告がありますので、これを許し

際一、二の希望を申し述べさせていた
だきます。

まず第一に、本法案がさいわいに
たしまして修正案の通り可決確定した
しました場合に、その運営の全部は、
会計士管理委員会に託されるわけであ
りまして、もとより会計士管理委員会
は、大蔵大臣の任命せられた以上は、
独自の立場においてその機能を発揮し
てまいるものではないかとするが、重
要な点はその人選にございませぬ。こ
人選にあたりましては、大蔵当局にお
きましてきわめて公正な立場に立つ
て、各業界を通じて、各産業経済の事情
を勘案せられまして、一方に偏し、あ
るいは學術に重きをおくというよう
誤った觀念にのみはしらないようにし
ていただきたいことを、特にお願ひす
るものであります。

さらに試験の方法におきましては、
この再修正に對する客觀的情勢か
ら、特別試験なるもの内容はあくま
でも業務的のものでありまして、理論
學科を課せないということを明らかに
せられております。よつて特別試験の
方法、内容につきましては、会計士管
理委員会で制定せられまゝとするの
会計士管理規則、会計士の規則におき
まして、これを明らかにし、実務によ
るいわゆる能力の試験を行うものであ
ることを明確にせられたことを、こ
の際お願いいたしておきます。同時に
修正の意見陳述中をございませぬが、こ
の点につきましては、念のためせひと
も大蔵当局の御答弁を頂戴いたした
と思ひます。

○熊本府委員 ただいま宮崎委員の
御指摘になりました二つの点につきま
して、私からお答えを申し上げます。

第一点は会計士管理委員会の委員は、
公正なる人を選んではしむという御希
望であると存じます。会計士管理委員
会というものが、この法律によつても
ちまする重大なる責任に鑑みまして、
その委員の人選がある一方に偏するこ
となく、きわめて公正なる選任を要す
ることはお説の通りであると存じま
す。

第二点は特別公認会計士試験につ
いてでございますが、特別公認会計士試
験の方法その他につきましては、御審
議いただきましたこの新しい法律によ
つて生れますところの会計士管理委員
会が当るわけでございますが、当局と
しましては、会計業務に關する実地試
験を主として行わなければならないとい
うことは、特別公認会計士試験の制度を
設けました趣旨に顧みましても、当然
であると考へておる次第でございます。

以上簡單ながらお答えを申し上げま
す。

○早稲田委員 原案並びに修正意見
に對して討議いたします。梅林時雄
君。

○梅林委員 ただいま議題の法案に對
しましては、宮崎君の修正意見に従
まして、討論を省略され、ただちに採
決に入れんことを希望いたします。

○早稲田委員 梅林君の動議のごと
く計らひまして御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○早稲田委員 御異議なしと認めま
す。よつて採決いたします。
まず宮崎君提出の各派共同提案に
なる修正案より採決を行います。修正
案は御承知の通り昨日一枚配付してあ
り、本日さらにその修正の分を配付せ

られたものであります。右修正案に御
賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕
○早稲田委員 起立総員。よつて右
修正案は、宮崎君提案のごとく決定い
たしました。
次に右修正案の修正部分を除いた原
案に御賛成の諸君の御起立を願ひま
す。

〔総員起立〕
○早稲田委員 起立総員。よつて本
案は修正議決せられました。
○早稲田委員 先般お語りいたしま
した食管法についての参議院修正の件
であります。これは皆さんにお語り
いたしましたところ賛否両論があり、
大蔵当局からはさらに提案すること
できるようなお話がありました。その
後事情を聴きますと、技術上それは
できないということがはつきりいたし
ましたので、この場合参議院修正通
本委員会においても承認するといふこ
とについて御了承をいただきたいと存
じます。御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○早稲田委員 御異議なしと認めま
す。さう取計らひます。

午後八時三十分散會

〔參照〕
軍事公債の利子支拂の特例に關する
法律案(内閣提出)に關する報告書
一、本案の要旨及び目的
軍事公債の特殊性及び國家財政の
現況にかんがみ、今後一年間に利拂
期日の到來する軍事公債の利子に限

り、その支拂期日を当該軍事公債の
償還期日として定められてゐる日に
変更せんとするものである。
二、本案可決の理由
軍事公債にかゝる特別措置を講ず
ることは、対外的には我國の信用を
高め、對内的には教育費等の財政需
要に當てられることとなり、適當な
の措置と認め、これを可決すべきも
のと議決した次第である。
昭和二十三年六月二十九日
財政及び金融委員
早稲田柳右エ門
衆議院議長 松岡駒吉殿
公認会計士法案(内閣提出)に關する
報告書
一、本案の要旨及び目的
現在わが國は、米國及び英國に見
られる如き、自由職業者として高い
社会的信用を有する多数の会計士を
必要とするのである。従来より計理
士の制度はあつたのであるが、この
要請に應ずるためには、なお、はな
はだ不満足な状態にあることは遺憾
から一般の認めることである。
ここに對して政府は、公認会計士
の制度、試験の施行、登録、懲戒等
の事務を掌らしめることとした。
なお、公認会計士制度の創設に伴
い、旧計理士法はこれを廢止するこ
ととしたのであるが、特別の途を開
くために特別試験の制度を設け、現
在計理士の業務を営んでゐる者には
本法施行後二年間その業務を行うこ
とを認める等、所要の経過規定を設
けてある。
二、本案の修正議決理由
本案は、社会的信用を有する多数

の会計士を必要とする現況に應じ
て、企業の整理を公正にし、財務書
類の眞実性を確保して、民主的且つ
合理的な經濟の基礎を確立せんとす
るもので、大体において適切なるも
のと認め、次の如き理由により
別紙の如く修正して、これを議決し
た次第である。即ち

(1) 第二十五條においてまず第一
に、監査が財務書類記載事項の一
部について行われた場合には、証
明の範圍が明確になるが、監査が
どの程度の精密さをもつて行われ
たかという点を明示する義務は課
せられていない。
次に、監査証明をする公認會計
士が会社と利害關係を有する場合
に、その關係内容を明規すること
が、財務書類を見る一般公衆の判
断を誤らせないために必要であ
る。

(2) 第三十二條であるが、第四項、
即ち懲戒の手續規定であるが、従
來の經驗に照らし、懲戒の對照と
なる公認會計士等の弁護權を尊重
する趣旨を更に明確に規定する必
要がある。

(3) 懲戒手續の調査の關係を、当該
手續の進行中に一般に公開するこ
とは、信用を生命とする公認會計
士等の地位を不当に不利にする結
果となるので、第三十四條第二項
に但書を加ふる。

(4) 計理士法の存続する期間に比
べ、実務試験の期間「五年」は長
右報告する。
昭和二十三年六月二十九日
財政及び金融委員
早稲田柳右エ門
衆議院議長 松岡駒吉殿

の會計士を必要とする現況に應じ
て、企業の整理を公正にし、財務書
類の眞実性を確保して、民主的且つ
合理的な經濟の基礎を確立せんとす
るもので、大体において適切なるも
のと認め、次の如き理由により
別紙の如く修正して、これを議決し
た次第である。即ち

公認会計士法案の一部を次のように修正する。

○及び証明者の利害関係
(証明の範囲。の明示)

第二十五條 公認会計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合に、当該財務書類に掲げる事項中特定の事項について証明をしないときは、その旨を明らかにしなければならない。

公認会計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該会社その他の者と利害関係を有するか否か、及び利害関係を有するときはその内容を証明書に明示しなければならない。

(懲戒の手續)
第三十二條 何人も、公認会計士又は会計士補に前二條に該当する事実があると思料するときは、会計士管理委員会に対し、この事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

前項に規定する報告があつたときは、会計士管理委員会は、事件について必要な調査をしなければならぬ。

会計士管理委員会は、公認会計士又は会計士補に前二條に該当する事実があると思料するときは、職権をもつて、必要な調査をすることができる。

前二條の規定による懲戒の処分をしようとするときは、会計士管理委員会は、前二條の規定による調査をし、当該公認会計士又は会計士補に、前二條の規定による調査の結果、その旨を告知し、これを審問した後、相対の証拠により、前二條に該当する事実があるためこれを懲戒しなければならない。

前二條の規定による懲戒の処分による期間を行つた後、相当な証拠により前二條に該当する事実があると認められた場合においてこれをを行う。

(調書の作成及び公開並びに懲戒処分の公告)
第三十四條 会計士管理委員会は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、且つ、前條に規定する処分があつたときは、特にその結果を明らかにして置かなければならない。

利害関係人は、会計士管理委員会に対し、前項の調書の縦覧を求め、又は実費を支弁して、その謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。但し当該公認会計士若しくは会計士補又はその代理人以外の者は、事件について懲戒処分がなされ、又は懲戒処分をしようの決定があつた後でなければ、同項の調書の縦覧を求め、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができない。

会計士管理委員会は、第三十條又は第三十一條の規定により懲戒の処分をしたときは、その旨を公告しなければならない。

昭和三十二年八月一日から三年以内に限り、会計士管理委員会の定める時期に、特別公認会計士試験を行う。

前二條の規定による懲戒の処分は、前項の規定による期間を行つた後、相当な証拠により前二條に該当する事実があると認められた場合においてこれをを行う。

第三十四條 会計士管理委員会は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、且つ、前條に規定する処分があつたときは、特にその結果を明らかにして置かなければならない。

利害関係人は、会計士管理委員会に対し、前項の調書の縦覧を求め、又は実費を支弁して、その謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。但し当該公認会計士若しくは会計士補又はその代理人以外の者は、事件について懲戒処分がなされ、又は懲戒処分をしようの決定があつた後でなければ、同項の調書の縦覧を求め、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができない。

会計士管理委員会は、第三十條又は第三十一條の規定により懲戒の処分をしたときは、その旨を公告しなければならない。

昭和三十二年八月一日から三年以内に限り、会計士管理委員会の定める時期に、特別公認会計士試験を行う。

前二條の規定による懲戒の処分は、前項の規定による期間を行つた後、相当な証拠により前二條に該当する事実があると認められた場合においてこれをを行う。

第三十四條 会計士管理委員会は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、且つ、前條に規定する処分があつたときは、特にその結果を明らかにして置かなければならない。

利害関係人は、会計士管理委員会に対し、前項の調書の縦覧を求め、又は実費を支弁して、その謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。但し当該公認会計士若しくは会計士補又はその代理人以外の者は、事件について懲戒処分がなされ、又は懲戒処分をしようの決定があつた後でなければ、同項の調書の縦覧を求め、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができない。

会計士管理委員会は、第三十條又は第三十一條の規定により懲戒の処分をしたときは、その旨を公告しなければならない。

昭和三十二年八月一日から三年以内に限り、会計士管理委員会の定める時期に、特別公認会計士試験を行う。

前二條の規定による懲戒の処分は、前項の規定による期間を行つた後、相当な証拠により前二條に該当する事実があると認められた場合においてこれをを行う。

第三十四條 会計士管理委員会は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、且つ、前條に規定する処分があつたときは、特にその結果を明らかにして置かなければならない。

利害関係人は、会計士管理委員会に対し、前項の調書の縦覧を求め、又は実費を支弁して、その謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。但し当該公認会計士若しくは会計士補又はその代理人以外の者は、事件について懲戒処分がなされ、又は懲戒処分をしようの決定があつた後でなければ、同項の調書の縦覧を求め、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができない。

令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校における商学に属する科目の教授、助教又は講師

行政機関において会計検査、銀行検査、法人税又は会社その他の団体の財務に関する行政事務を直接担当する職であつて会計士管理委員会の指定するもの

銀行、信託会社、保険会社又は特別の法律により設立された法人であつてこれらに準ずるものにおいて、貸付その他資金の運用(貸付先の経理についての審査を含む)又は会計に関する事務を担当する地位であつて課長又はこれに準ずるもの以上を相当するもの

前号に掲げるものを除く外、会社又は特別の法律により設立された法人において会計に関する事務を担当する地位であつて課長又はこれに準ずるもの以上を相当するもの

商学又は財務に関する研究又は調査を目的とする機関で会計士管理委員会の認定するものにおける研究又は調査についての責任ある地位

國家公務員法施行前における一級官又は二級官の職であつて会計検査、銀行検査、法人税又は会社その他の団体の財務に関する行政事務を直接担当したものは、前項の規定の適用については、これを同項第三号の規定により会計士管理委員会の指定した職とみなす。

特別公認会計士試験に合格した者は、公認会計士となる資格を有する。

特別公認会計士試験を受けようとする者は、五百円を、受験手数料として納付しなければならない。この場合には、第十三條第二項の規定を準用する。

特別公認会計士試験に合格した者には、特別公認会計士試験に合格したことを証する証書を授與する。

計理士
二 学校教育法による大学、旧大学

昭和三十二年六月二十九日

第一類第十六号 財政及び金融委員会議録 第五十号

昭和三十二年六月二十九日

昭和二十三年十月五日印刷

昭和二十三年十月六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局